

公益社団法人 環境科学会
役員の報酬・退職金に関する規程
令和8年3月7日制定

(総則)

第1条 この規程は、定款第17条（役員の報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。ただし、常勤の理事および、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号及び第16号」に定める外部役員については理事会の議決により、有給とすることができる。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、公益法人移行に伴い、平成25年9月4日から施行する。

この規程は、令和8年3月7日に改訂し、同日から施行する。